

令和7年度別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金 募集要項

1 目的

本事業は、社会や地域の課題解決に取り組むソーシャルスタートアップ^{（注1）}を対象に、ふるさと納税制度を活用した資金調達手段を提供することで、経営基盤強化にかかる取組を支援し、別府市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現を図ります。

（注1） ソーシャルスタートアップ

別府市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に資する事業を営む中小企業者^{（注2）}をいう（個人事業主の方も対象です）。

（注2） 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する会社または個人

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、学校法人等は対象外となります。

2 事業の概要

支援対象となるソーシャルスタートアップは、審査により認定します。

認定スタートアップは、取り組みたい事業を別府市が契約するふるさと納税サイトに掲載し、目標額を定めて寄附を集めます。活用する「ふるさと納税制度」は、「個人版ふるさと納税制度」と「企業版ふるさと納税制度」です。目標金額の達成・未達成によらず、集まった寄附額の全額を補助金として交付します。なお、寄附集めに際しては、認定スタートアップが積極的に広報するものとします。

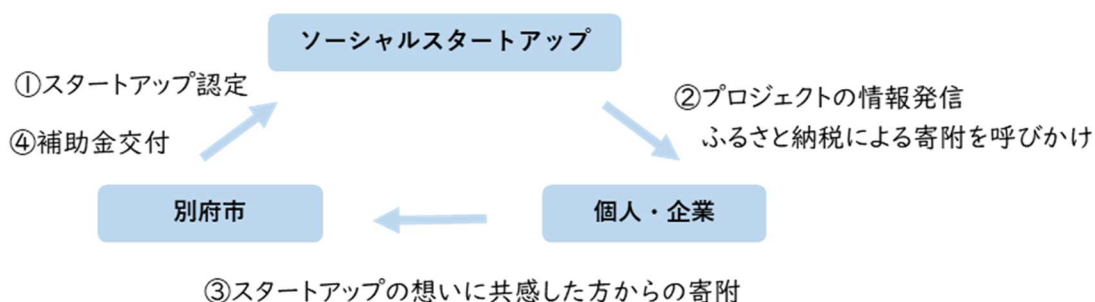
・個人版ふるさと納税

地方税法第37条の2、第314条の7および所得税法第78条に規定する寄附をいいます。

寄附者は、所得税や住民税の控除を受けられるほか、市外在住の希望者には返礼品をお送りします。

・企業版ふるさと納税

「別府市まち・ひと・しごと創生推進事業」に定める事業に対して、民間企業が行う地方創生応援税制上の寄附をいいます。寄附企業は、法人関係税について税制上の優遇措置が受けられます。



3 補助対象者

補助事業の対象者は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 市内外の人々から広く共感を得られるソーシャルスタートアップであること。
- (2) 別府市内に本店又は主たる事業所を置き、創業からおおむね 10 年以内であること。
- (3) 許認可等を必要とする事業にあつては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- (4) 調達資金が目標額に達しない場合も、補助対象事業を実施する者であること。
- (5) 取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定すること。
- (6) 市税の滞納がないこと。

※補助金の交付対象とならない場合

- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・その他市長が適当でないと認める者

4 補助対象事業

補助対象となる事業は、「経営基盤の強化にかかる取組」です。

※経営基盤とは・・・

事業の継続・成長を総合的に支える「人材」「資金」「情報」等の資源を充実させ、組織としての力をつけていくための取組を補助対象とします。

5 補助対象経費

補助対象期間における経営基盤強化のための取組に係る次に掲げる経費とする。

区分	内容
人件費	補助対象事業に直接従事する従業員に対する人件費 ※市内に住所を有する者に限る ※代表者及び役員、同一世帯の親族の人件費は除く
新規開発・改良に要する経費	マーケティング調査費、開発費 等
設備費・工事費	機械設置、内外装工事費用、備品購入費用 等 ※不動産及び車両購入費は対象外 ※PC・タブレットなど汎用性の高い備品は補助金額の1割以内
デジタル技術を活用した業務効率化に要する経費	ソフトウェア導入費、クラウドサービス利用料 等

販路開拓・広報に要する経費	展示会出展等にかかる参加費及び旅費、パンフレット印刷費、ホームページ制作・改修費、広告費 等
自社の人材育成等に要する経費	講座受講料、講師謝礼 等

※消費税及び地方消費税、慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課、公共料金、金融機関への振込手数料は、補助対象経費から除きます。

※国、県、市その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、補助対象経費から除きます。

6 補助対象期間

申請日から令和8年2月28日（土）

※補助対象期間中に支払完了した経費が補助対象となります。

7 申請受付期間

令和7年4月7日（月）～令和7年5月 30 日（金） 17時まで ※時間厳守

※提出書類に不備があった場合、受付できません。余裕を持った提出に努めてください。

8 補助金額

上限 300万円

※集まった寄附額分を補助金として交付

※申請時に個人版ふるさと納税（クラウドファンディング）、企業版ふるさと納税それぞれで寄附を募る金額を設定してください。

9 募集件数

5件程度

※審査により決定します。

10 スケジュール ※予定

令和7年4月7日（月）	募集開始・質問受付開始
令和7年5月 30 日（金）	応募締切（17 時まで） ※時間厳守
令和7年6月中旬	書類審査（一次審査）結果通知
令和7年6月 26 日（木）	プレゼンテーション審査（二次審査）
令和7年6月 27 日（金）	プレゼンテーション審査（二次審査） ※予備日

令和7年7月中旬	プレゼンテーション審査結果通知
令和7年8月～10月	ふるさと納税寄附集め
令和7年8月～11月	補助金交付申請、交付決定
令和8年2月中旬	成果報告会
令和8年3月上旬	実績報告（領収書等の提出）
令和8年3月下旬	補助金の交付（注3）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集	→											
審査・採択			● 書類審査・プレゼンテーション審査									
寄附サイト制作			→									
寄附集め							※目標額に到達次第、寄附受入れ終了					
補助対象期間												
交付申請								●				
成果報告会											●	
実績報告												●
補助金交付												●

（注3）補助金の交付時期

補助金の交付については、原則、実績報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。ただし、やむをえない事情により事業完了前の補助金の概算払いを希望する場合は、別途ご相談ください。

11 応募方法

（1）提出期限

令和7年5月30日（金）17時まで ※時間厳守

※提出書類に不備があった場合、受付できません。余裕を持った提出に努めてください。

（2）提出書類

- ①別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業認定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③履歴事項全部証明書（法人の場合に限る）※3か月以内に取得したもの
- ④税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る）
- ⑤住民票の写し（法人にあっては当該法人の代表者のもの）※3か月以内に取得したもの
- ⑥決算書（法人の場合に限る）※直近1年分
- ⑦確定申告書（収支内訳書）の控え（個人の場合に限る）※直近1年分
- ⑧定款、規約等（法人の場合に限る）
- ⑨市税納税証明書（法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者のもの）
※3か月以内に取得したもの
- ⑩許認可等の写し（許認可を必要とする業種に限る）

①誓約書(様式第2号)

②その他市長が必要と認める書類

※上記提出書類のうち、①と②は正本1部、副本5部提出してください。

(3)提出先

別府市役所4階 産業政策課

12 審査

(1) 審査方法について

書類審査(一次審査)とプレゼンテーション審査(二次審査)で補助対象事業を認定します。

一次審査通過者のみ、二次審査に進みます。

(2) プレゼンテーション審査について

事業計画書に基づく5分間のプレゼンテーション後、質疑応答を10分間行います。

日時等の詳細については、一次審査結果の通知時にお知らせします。

※プレゼンテーションでは、提出書類に記載されていない提案・計画等の追加はできません。

※二次審査に不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

(3) 審査基準

審査は次の基準に基づき行います。

- 解決したい地域課題や社会課題の具体性、必要性
- 事業の必要性、波及性
- 事業の実現可能性、継続性
- 寄附集めの取組、自立性

※審査結果に関する質問は、一切受け付けません。

13 認定後の寄附集めのための支援

ふるさと納税への寄附集めは、認定されたソーシャルスタートアップが積極的に広報するものとしませんが、別府市においても下記支援を実施します。

(1) 別府市公式ホームページ・市報等での情報発信

(2) 別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業認定スタートアップとしてプレスリリース

(3) 別府市が契約するクラウドファンディング型ふるさと納税サイトにプロジェクトを掲載

※サイト掲載やふるさと納税返礼品の送付等の手数料は別府市が負担します。

14 補助金の交付申請

寄附金が目標額到達、または寄附金の募集期間終了後30日以内に、下記の書類を提出してください。

(1) 別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付申請書(様式第6号)

(2) 補助対象事業執行計画書

(3) 補助対象経費収支予算書(様式第7号)

(4) その他市長が必要と認める書類

15 実績報告書の提出

補助対象期間の満了する日から起算して30日以内に、下記の書類を提出してください。

- (1) 別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金実績報告書(様式第11号)
- (2) 補助対象経費収支決算書(様式第12号)
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) 決定事業の成果物の写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

16 補助金の支払い

実績報告の提出を受け、その内容を審査し、補助金確定額を別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金額確定通知書(様式第13号)により通知します。

その通知を受けて別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付請求書(様式第14号。以下「請求書」という。)により請求してください。請求書提出後、1か月程度で支払となります。

17 その他

- (1) 事業内容の変更、または事業の中止若しくは廃止しようとするときは、事前に市の承認を受けなければなりません。ただし、事業計画書の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについてはこの限りではありません。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等は、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図り、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間は処分してはいけません。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 以下に該当すると認められるときは、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還してもらいます。
 - ① 別府市補助金等交付規則及び別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - ② 提出書類に偽りの記載があったとき。
 - ③ 事業を取り止めたとき。
 - ④ その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- (4) 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (5) 同一者での応募は1件とします。

【問合せ先】

別府市産業政策課ツーリズムバレー推進係
電話 0977-21-1132
Mail cin-te@city.beppu.lg.jp